



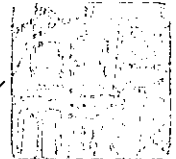
行政文書一部公開決定通知書

3 観名保第 170 号
令和 3 年 12 月 10 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3 年 10 月 27 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<p>■名古屋城天守閣整備事業の件で、2018 年 2 月 9 日に住宅都市局建築審査課と協議した内容が分かるものとして (1) 打合記録簿</p> <p>■名古屋城天守閣整備事業の件で、2017 年 5 月 30 日から 2018 年 3 月 19 日の間に消防局と協議した内容が分かるものとして (2) 打合記録簿</p>		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和 3 年 12 月 日 以降 午前 時 午後	
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		

<p>行政文書の一部を公開しない理由</p>	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するため、一部を非公開とします。</p> <p>(第7条第1項第1号) 当該行政文書には、日本消防設備安全センター職員、大学教授及び受託業者の姓が記載されており、これは「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であると考えられるため</p> <p>(第7条第1項第2号) 当該行政文書には、以下のとおり株式会社竹中工務店の技術上のノウハウに関する情報が記載されており、当該情報が公開されると、法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、同社に「明らかに不利益を与えると認められる」と考えられるため</p> <p>・防災・避難計画策定に関する情報 名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでない。そのため、大規模な木造建築物の防災・避難計画策定のために、株式会社竹中工務店の技術上のノウハウを活かした独自の手法を用いている。 この情報は他の歴史的建造物の復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が上記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。</p> <p>(第7条第1項第3号) 当該行政文書には、木造天守内部に設置された監視カメラの映像の監視と発災時の防災情報の集約と監視等を行う防災拠点の設置場所についての情報が記載されており、当該情報が公開されると、悪意ある第三者によってこの防犯・防災機能が阻害され、「人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と考えられるため</p>
<p>備考</p>	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

作成日
修正日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT :

作成者
発行者

会議体名称	開催日
名古屋城天守閣整備事業本体 法規打合せ	時間 2018.02.09 14:30~14:40
	場所

出席者
(敬称略)

<名古屋城総合事務所: NJ > 遠藤技師
<住宅都市局建築審査課> 谷山副係長
<竹中工務店: TK> 竹中工務店 [REDACTED]

配布資料 求積ライン資料 配布先

■名古屋城天守閣 本体について	発言者 (敬称略)	対応者 (敬称略)
<p>1. 求積の基準となる外壁線について 2018.02.09 14:30~</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地上階の外壁線の押さえ方 柱外の塗り壁部分の芯とする ■ 地階の面積の押さえ方 共通: 断面上、傾斜した壁は広いところで算出 板壁仕上部: 柱芯 穴蔵石垣の石垣が見えている部分: 開口ととらえ柱の芯、または、石垣面 明り取り窓部側面: 石垣(の上の塗り壁)面 明り取り窓部: 外壁側建具芯 門部分: 上階外壁ライン <p>⇒ 了承した。</p>	TK [REDACTED]	谷山
<p>2. 地上階の求積の基準となる外壁線の押さえ方について再打合せ 2018/02/20 10:00~</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「柱外面」 ⇒ 「木舞の内壁側」を算定芯とする と訂正 <p>※ 理由 伝統建築では通例、木舞を基準に面積算定。 この場合、木舞の中での押えは基準がぶれにくいところを選ぶ。 今回の場合、柱に面して取り付ける「木舞の内壁側」は、今後の実施設計における塗り厚の調整などでもぶれない線であり、壁からはみ出すことが無い線なので設定として妥当かと考えた。 結果、「木舞の内壁側」=「柱外面」のため、算定としては今回案(柱外面案)と同じになる。</p> <p>⇒ 了承した。</p>	TK [REDACTED]	谷山
以上		

打合記録

作成 2017.05.31
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者 [REDACTED]

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 消防事前協議	主催者GL	日付
		開催年月日	H29(2017).05.30.
		時間	14:00-15:30
		場所	西之丸会議場
出席者	<消防局予防部指導課建築係> 前田係長 糺飼主任 <名古屋城事務所> 渡邊主幹、矢形主査、内田主事 <竹中工務店> [REDACTED]		
配布資料	配布先		

	発言者	対応者
<p>[概要] 消防協議を再開するとともに、問題点の共有を図った。用途・収容人数をいそぎ想定していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例や政令で消防設備について定められているが、史実に忠実な復元という条件に対して、どこまで天守閣を変えていいのかわからないところがある。 ・ 消防としてはまずは法・条例で必要な設備を上げ、設置できない(しない)場合には別の方法で安全性を担保できることが必要である。 ・ 姫路城の事例などを調査していきたい。 ・ 公表されている工程表は見ているが、消防設備を決めていく検討は基本設計の段階なのか、実施設計段階になるのか。 → 消防設備の種類を決定するのは基本設計でやる。 ・ エレベータを設置すると聞いているが、エレベータが設置できるのに消防設備はつけられないという話はないと思っている。 → エレベーターを設置するかどうか、設置するとしたらどのようなエレベーターにするのかも含めてまだ検討中である。 ・ 復元といえど、新築であるし、市の施設であるというところは変わらないところ。 ・ 石垣の保存のことでいろいろあるそうだが、天守の工程に影響はないか。 → 石垣は石垣で調査を進める。天守の建設には影響ない。 ・ 天守閣の立面としては4面とも史実通りでないといけいいのか、1面だけ史実と違うとになっても消防活動・避難用に設備を設けることはできないか。 → 外観が極力史実通りの復元でないといけなく文化庁の許可が出ない。1面だけバルコニー設置するとかいう話は困難。 ・ 代替案の検討や、ソフト面でどこまで対応できるかということもある。自衛消防計画や収容人数から考えていくところもあるかと。 ・ 復元天守内で展示はするのか。 → 展示は何かしらすることになると思う。 ・ 重要文化財等の展示もするのか。 → それは西之丸にできる展示収蔵施設に収蔵・展示する予定。天守内には文化財的価値の高いものは展示しない。 ・ 文化財的貴重品の収蔵庫ということであれば、屋外から容易に人が入れない施設の盗難対策として進入口は設置できないという理由もたつ。 → 一般に公開するので容易に人が入れないとはできない。 ・ 収容人数で必要な消防設備が変わってくる。 ・ 収容人数が50人/1フロア未満であれば避難器具の設置に該当しなくなる。 → そこまで少ない設定はできない。 ・ 松本城は斜向式避難器具(避難袋)がついている。高さが違うが名古屋城でのヒントにならないか。 ・ 防火対象物の種類は何になるのか。 → 現天守閣は8項(博物館)としている。復元天守が何になるのかは、今後用途や収容人数を決めることから協議をしていきたい。 ・ 復元天守は大天守で地下1階、地上5階と言っているが、その地下階自体も完全に地上にある。階の呼称はどうしたらいいのか。地上6階建てとなるのか。 ・ 階は建築基準法に倣うところだが、階によって必要となる設備が変わってくるので、階の扱いをどうしたらよいかも今後協議していきたい。 ・ 運用方法や展示物・収容人数によって建物用途や必要設備が決まるので、まずは運用や収容人数を決めていただきたい。 ・ 基本設計期間は短い。今後密に協議をしていきたい。 ・ 復元天守閣だけでなく、他に素屋根・仮収蔵庫・木材倉庫・木材加工所があります。それらについても同時に協議をお願いすることになります。 	<p>前田係長</p> <p>前田係長</p> <p>前田係長 前田係長</p> <p>矢形主査 前田係長</p> <p>矢形主査</p> <p>前田係長 前田係長</p> <p>矢形主査 前田係長</p> <p>矢形主査</p> <p>前田係長</p> <p>前田係長 矢形主査 前田係長 前田係長</p> <p>前田係長</p> <p>矢形主査 前田係長 前田係長 渡邊主幹 前田係長 矢形主査 糺飼主任</p> <p>[REDACTED]</p> <p>糺飼主任</p> <p>前田係長</p> <p>前田係長</p>	
以上		

打合記録 [修正版]

作成 2017/7/25
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者

主担当GL

日付

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 事前協議 [消防]	開催年月日	H29(2017).07.25.
		時間	15:00-16:00
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 前田係長、鶴飼主任 <名古屋城事務所> 矢形主査、内田主査 <営繕部 企画保全課 建築計画係> 蜂矢係長、遠藤技師 <竹中工務店>		
配布資料	・「名古屋城天守閣木造復元工事に関する指導計画」(消防より) ・消防法チェックリスト(以下、竹中より) ・図面(技術提案書からの抜粋)、素屋根参考図面 ・階数検討用断面図、東面立面図(進入口検討用)	配布先	

[概要] 復元天守・素屋根について、設計者より基本設計上の考えを示し、今後の協議スケジュール等について打合せした。

■ 素屋根

- ・ 消防法チェックリストにて想定している設備内容を説明。
- ・ 素屋根がかかる期間は?
→ 3年程度です。
- ・ 避難器具はどういう扱いか。
→ 2ヶ所の外部階段で減免して頂く予定。
- ・ 作業ヤード側の階段は避難の際に利用できないのか?
→ 仮設の作業員用の階段であるため、避難時であっても一般客の利用は考えておりません。
- ・ 避難階段の外側を覆うように、外壁材のメッシュシートを設置してもよいか。
→ シートの開口率ほどのくらいか。見本を提示してください。バルコニーの代替えでもあるので、原則的には不可。
→ 観覧フロアのある踊り場だけオープンにするとかの対応ではどうか。
→ 今後の協議にて対応を考える。
- ・ バルコニーの代替えということであれば、はしご車のための耐圧路盤が必要か。
→ 非常時なので、耐圧路盤がなくてもいいが、地面へのめり込み等があってもいいのなら。
- ・ 構台上へ避難することは問題ないか。
→ 消防の方には避難規定はない。構台上に避難経路が安全に設けてあるのであれば、可能ではあると思われる。

■ 復元天守

- ・ 消防法チェックリストにて想定している設備内容を説明。
- ・ 8項(博物館)なのか15項(各項に該当しない事業所)なのか今後の協議ですが、現状8項での消防設備を想定しています。
- ・ 石垣の天端からの軒高とすれば31m未満なので、避難バルコニーの設置は不要と考えられるが、建物の高さ、軒高や階数については建築指導課と協議を始めたところで結論はまだである。
→ 8項でも15項でもスプリンクラーを設置するなら必要な設備は大きく変わってこないと考えられる。
- ・ 避難シミュレーションにて避難器具が減免されないか検討している。
→ [] に相談して、[] 検討予定。
→ 史実に忠実と言いながら、提案書にある仮設避難コアのようなものを設置できるのか。
→ 天守閣部会の先生方からもなんとかならないかと言われているので、別の検討にて相談する予定。
- ・ シミュレーションを行う際、入場者数はどれだけ想定するのか?
→ 最大2万人/日を現状想定しているのでその指標を基に検討していく予定です。
→ シミュレーション結果から運用で入場制限を行うことも今後検討していきます。
- ・ 「名古屋城天守閣木造復元工事に関する指導計画」説明
建築審査会後に仕様・設計変更はできないので、それまでに結める必要がある。安全センターのシステム評価を受けるとなると半年程度かかるので、H30年11月の建築審査会から逆算すると時間に余裕はない。
→ 日本建築センターで防災の評定を取得したとすると、それはシステム評価の代替としていただけるのか。
→ 防災の評定がどういう内容なのかにもよる。防災・避難シミュレーションについて早々に教えて欲しい。
→ システム評価は、プラスαの設備を設置しても安全性のアップにはならないとセンターから言われている。

発言者 対応者

[]
鶴飼主任
矢形

鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

前田係長
[]
矢形

鶴飼主任
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

[]
鶴飼主任

- ・ 東面の窓の大きさを立面図に描いてきた。進入口の規定通りの寸法(1.2 x 0.75、または直径1mの円以上)はいずれも取れていないが、面積で考えれば取れている。10mごとに1ヶ所以上にある。縦格子はケンドン式で外れるようすることで対応したい。
 - 検討してみる。
 - 立面的にセットバックしているが、はしご車は寄り付けるのか。耐圧路盤は必要か。表二之門ははしご車が通過できるのか。表二之門に工事車両用の防護鉄骨ガードがあるが、工事後外すと大丈夫か。
 - セットバックしていても屋根に登って救助することもできる。耐圧路盤の要否は今後検討。50m級はしご車が表二之門を通れるのか検討する。
 - 今でも50m級はしご車が訓練で内苑まで入っている。
- ・ 2つの天守は避難経路上は一体となっているが、橋台を屋根のない渡り廊下とみなすと2つの天守は消防上別棟として考えてよいか。
 - 10m以上の離隔があれば別棟として良い。
 - では防災計画では延焼による同時火災がないという前提で計画していきたい。
- ・ 小天守と本丸御殿との間の延焼の恐れのある範囲について、何か指導等がありますか。
 - 延焼の恐れのある範囲は建築の規定なので、消防としては特にはない。ドレンチャージャーといっても手動であるし、火災時の炎の広がりをシミュレーションにて検証し、ドレンチャージャーの有効性を判断してもいいかと思われる。
- ・ 階数・高さについての整理、避難シミュレーションについて急いで検討して報告してほしい。

■
鶴飼主任

■
鶴飼主任

■
矢形・蜂矢氏

■
鶴飼主任

■
鶴飼主任

■
鶴飼主任

以上

打合記録

作成
年月日 2017/9/12

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者 [Redacted]

担当GL 日付

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 事前協議 [消防] (修正版)	開催年月日	2017/9/13
		時間	15:30~17:00
		場所	中消防
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 鶴飼主任 <中消防予防課> 守屋様、後藤様、他1名 <名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師 <竹中工務店> [Redacted]		
配布資料	全体工程表、工事事務所図面、仮収蔵庫図面、法規チェックシート、天守閣 配布先 復元計画における防災避難計画		

	発言者	対応者
1. 工事事務所、仮収蔵庫の消防計画について ・工事概要、工程を説明	[Redacted]	
1) 工事事務所 ・有窓階でないと屋内消火栓等、水系消火設備、誘導灯が必要になる。 →有窓階で計画します。 →有窓判定については、1/30確保できているか、ガラス厚(6mm以下、ペアガラス6+6mm以下)などをチェックすること。(解説についての規定はない) ・3階建てなので直通階段が2以上ないと避難器具が必要。(3階10人以上に対して) →現状の計画でも建基法における直通階段扱いになると思われる。 →根拠を提示する必要がある。 ・消防隊進入口が必要となるが、進入口の破壊はバルコニー等がないとガラスが飛散して危険であるので、外部開錠できる仕様にする。ただし、今回の場合は階段をあがった3階の開放廊下部分で有効に活動ができるので、消防隊進入口は免除可能とする。 ・消防同意相当の手続きが必要なため、着工前に図面の審査が必要。 ・素屋根の移報を工事事務所で受信できるように検討すること。 【結論】有窓階であれば法的に必要な消防設備は消火器、非常警報のみ。	守屋 [Redacted] 守屋 守屋 [Redacted] 守屋 守屋 守屋 守屋	
2) 仮収蔵庫 (無窓階、準耐火) ・構造・規模を説明。必要設備は消火器、屋内消火栓、自火報、誘導灯。収蔵庫部分はハロン消火を予定している。 ・昨年事前相談通り、内装制限を行うことで屋内消火栓代替としてPAC消火を認める。 ・防護区画はどこで考えているか? →二重壁内側の壁で考えている。壁・天井材は不燃材だが、床が木のため、壁を土間まで立ち下げるか木の下に不燃材を貼ることで考えている。 →それでよい。 ・収蔵庫前室はガス消火対象室の避難経路であるため、ガス消火の対象とはしないこと。 ・専用受電について。敷地内中電開閉所の責任分界点→現在計画中の本収蔵庫CUB→第一変台までは耐火ケーブルとしているので、第一変台→仮収蔵庫間を耐火ケーブルとすることで、専用受電が可能。 ・仮収蔵庫の移報を例えば名古屋城総合事務所で受信できるように検討すること。 【結論】必要な消防設備は、消火器、誘導灯、自火報、PAC消火設備、ハロン消火設備 (収蔵庫)	[Redacted] 守屋 守屋 [Redacted] 守屋 守屋 守屋 守屋	
2. 名古屋城の高さについて建築指導課の判断 ・建築指導課より、大天守、小天守は建築としても別棟として取扱い、それぞれ石垣の天端を地盤面とし高さを判定すると判断いただいた。その結果、大天守の軒高さは31m未満となり、避難バルコニー不要と考えるがよいか。 →よろしい。	[Redacted]	鶴飼
3. 日本消防設備安全センターのシステム評価の必要性について ・天守復元計画における防災避難計画概要を説明 (天守閣部会での資料にて) ・日本建築センターで防災の評定を取得したとすると、それをもってシステム評価の代替としていたけなないか。 →例えば避難器具・進入口等を免除するために仮設避難コアが相当設備となりえるかをシステム評価で判断を仰ぐことを考えていたが、今の計画で仮設避難コアが無くなったことを含め、併せて検討する。	[Redacted]	鶴飼

・安全センターのHPには、姫路城にてスプリンクラーシステムに対するシステム評価実績があるが、名古屋城でも同様のもを想定されているのか。

→上記と同様の理由で、別の内容を考えている。

・安全センターのシステム評価と建築センターの防災の委員会と合同とする対応はご検討いただけないか。

→ 2つの委員会で相反する判断をされて困ることも懸念されるので、可能性を探る。

→その他誘導灯の必要性や最上階におけるアラーム弁室の免除（直下階アラーム弁室との兼用）等も今後検討したい。

以上

下線部：修正部分

精飼

精飼

打合記録

作成 2017/9/25
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者 [Redacted]

		主担当GL	日付
会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 事前協議 [消防]	開催年月日	2017/9/25
		時間	13:30~14:00
		場所	市消防局
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 前田係長、鶴飼主任 <北消防署 予防課> 澤崎司令、桐山司令補、吉田氏 <名古屋城事務所> 遠藤技師、森技師 <竹中工務店> [Redacted]		
配布資料	木材保管所一般図	配布先	

	発言者	対応者
<p>[概要] 名城公園は北区であるため、建設予定の木材加工所、木材保管所は北消防署管轄であるため、北消防署に工事内容とスケジュールの説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的に必要な設備は消火器、自火報。受信盤は棟毎に設置すること。移報は考慮されているか。 <ul style="list-style-type: none"> → 御深井丸内工事事務所への移報を計画します。また夜間については警備事務所への移報を行います。 2棟は接続は無いと考えてよいか。 <ul style="list-style-type: none"> → 接続は予定していません。 計画通知が必要か今後建築指導課と調整必要。 自主設置でPAC消火等を検討しています。設置する場合は消防法に準じて設置します。 エアコンは設置するか？ <ul style="list-style-type: none"> → 作業用用のスポットエアコン程度を設置するかもしれません。 塗料を保管するのなら、種別と量を提示すること。☆ <ul style="list-style-type: none"> (※ 塗料は別のコンテナハウスに保管します。有機溶剤系塗料 360ℓ、水性塗料360ℓ) 木材保管量（指定可燃物数量）を提示すること。☆ <ul style="list-style-type: none"> → 木材加工品及び木くずに該当。指定数量10m3。例えば750倍で屋内消火栓、1000倍でスプリンクラーが法的に必要なとなる。 (※ 木材1900㎡/棟(最大)、2棟計3800㎡) 作業員は何名程度か。☆ <ul style="list-style-type: none"> (※ 最大20名(2棟合計)です) 資材置場とはなにを置く予定か。☆ <ul style="list-style-type: none"> (※ 不燃の仮設材他です) 義務ではないが、工事中の防災計画を作成し、中消防署、北消防署に提出してほしい。その際、作業内容と工程毎にある程度の木材保管量(加工所・保管所とも)も併せて記載ください。 木材加工所は、現在御深井丸にあるもののように、一般の見学も予定しているのか？ ☆ <ul style="list-style-type: none"> (※ 木材加工の見学は素屋根内で対応するため、木材加工所では一般の見学は予定していません。) <p>☆の項目について後日こちらから回答することとした。 (※ 後日回答分)</p> <p>以上</p>	<p>鶴飼</p> <p>[Redacted]</p> <p>桐山</p> <p>[Redacted]</p> <p>遠藤</p> <p>[Redacted]</p> <p>前田</p> <p>[Redacted]</p> <p>桐山</p> <p>桐山</p> <p>鶴飼</p> <p>鶴飼</p> <p>鶴飼</p> <p>前田</p>	<p>竹中回答</p> <p>竹中回答</p> <p>竹中回答</p> <p>竹中回答</p> <p>竹中回答</p> <p>竹中回答</p>

打合記録

作成 2017/11/20
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者

主担当GL

日付

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]	開催年月日	2017/11/17
		時間	09:30 - 11:00
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 齋藤主任 <名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師 <竹中工務店>		
配布資料	・工事事務所図面、本丸天守閣付近配置図、仮収蔵庫図面 ・H29年11月17日付「名古屋城天守閣復元事業について」(名城事務所発行)		

	発言者	対応者
<p>[概要] 工事事務所、素屋根、仮収蔵庫について検討事項の回答。復元天守について。</p> <p>1. 工事事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事事務所設計図を提示し、概要説明を行った。 → 消防設備の内容・配置ともに問題ない。 <p>2. 素屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> 天守前の既設消火栓が素屋根内（外部から使用できない位置）となる。移設が必要か？ → 工事中の火災等も考慮し、使用できる位置に移設して欲しい。 → 承知した。移設を検討するが、埋設式は難しいので地上露出配管としたい。 → 埋設ではなく、地上露出でもよい。 天守前の既設運送管も同上であるが、天守専用であることから移設不要と考えるがよろしいか？ → 問題ない。 <p>3. 仮収蔵庫</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回打合せ時準耐火から 耐火に変更した。消防用設備等には変更はない。 <p>[ハロン消火区画の仕様について確認]</p> <ul style="list-style-type: none"> 床・壁・天井は GB-R t12.5を使用する。扉は常時閉鎖防火設備。 → それでよい。 空調ダクト接続箇所はPDを設置。 → PDより内側の容積をガス量計算に含めること <p>[ハロン逃がし管、排出口の位置について確認]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平面図、立面図で説明。 高さは基準の高さにするには屋根よりずっと立ち上げが必要で構造的に補強が必要になる 敷地には一般の人は出入りしないので放出部付近には人は入らない。 → 立面図の高さでよいが、斜め上方向に吹き出す形状とすること <p>[パッケージ消火の配置・包含範囲の確認について]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平面図で説明。空調機械室(1)は包含円には入るがアクセスルートがない。 → 機械室(1)にパッケージ消火を1台設置すること 収蔵庫と外壁の周壁空間は包含しなくてよいか確認 → しなくてよい <p>4. 復元天守</p> <ul style="list-style-type: none"> 名城事務所から主幹名の文書で、石垣天端を地盤面として、軒高さ・階数を数えるという建築指導課の見解を伝達。 → この文書で大天守の軒高さが31m以下なので、避難バルコニーが不要であること。用途は建築指導課より従来通り「博物館」とするということ、という見解である。 → 内容について了解した。 代用進入口は通常は10mごとに1か所設置であるが、開口寸法が規定以下であることから、サイズの不足を個数で補うことになるのではないかと考えている。 安全センターのシステム評価を取得してほしいという真意は、避難器具が設置できないであろうということが前提である。 → 法令通りに避難器具を設置する。もしくは避難器具の代替えとなる消防設備として令第32条(基準の特例)で、システム評価を取ることを想定している。 → 姫路城はスプリンクラーでシステム評価を取っているが、名古屋城でもスプリンクラーでのシステム評価ということではないのか。 	<p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>遠藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p> <p>齋藤氏</p>	

- 姫路城で採用されているニュースプリンター(NS)システムは法令にあっていない。そのため
のシステム評価だと思われる。
- 避難器具の代替設備として大臣認定を取るということは、告示化ということになってしまい
ハードルが高く現実的でない。残る手続きとしてはシステム評価しかない。
- 避難器具自体のシステム評価ということはあるのか。
- なくはない。その場合委員会に「避難器具工業会」等のメーカーの団体も参加してくることに
なると思う。
- ・ 建築センター(BCJ)の防災評定で、代替えとならないか？
- 避難器具の緩和まで含めて評価してくればよいが、消防法の規定なので、BCJでは対応しきれない
のではないか。
- ・ 大天守の避難器具数は提示してもらったが、小天守も同様に避難器具設置が必要なので、器具数を
算定してほしい。

鞆飼氏

鞆飼氏

■

鞆飼氏

■

鞆飼氏

鞆飼氏

以上

打合記録

作成 2017/12/13
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者 [Redacted]

主担当GL 日付 ⑧

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議] 修正版	開催年月日	H29.12.13
		時間	09:30-11:15
		場所	消防局

出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 前田係長、鶴飼主任 <名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師 <竹中工務店> [Redacted]
-----	---

配布資料	・小天守ボレーリング調査時仮間仕切り壁設置による消火栓検討図 ・放水銃：器具図、配置図 ・名城公園木材保管庫・加工所消火設備図	配布先
------	---	-----

[概要] 調査時の消火栓、放水銃、木材保管所、防災計画書、避難器具について協議した。

- ・ 小天守男子WC前の消火栓と仮囲いの位置関係について(消火栓を移設しない案の説明)
 - 前回の打合せから消火栓を仮囲いの中に入れていない計画に変更してきた。
 - 消火栓の扉が柱型にあたって90°開かないのはNG。
 - 消火栓の扉を外して消火栓前の活動空間を確保するか、柱型の木の化粧仕上材を撤去して扉が90°開くようにするのか、別案を再度検討します。
- ・ 本丸御殿⇄小天守間の放水銃について説明
 - 建築基準法の延焼の恐れのある範囲の設定に伴うドレンチャージャー設備の代替として、放水銃を設置するのであれば、消防法令による消防用設備等の基準に適合するよう設置されたい。ただし、住宅都市局にも確認すること。
- ・ 名城公園に設置予定の木材保管所、加工所の消防設備について
 - 保管所と加工所を以前の2棟から、今回1棟とする計画とするので、それに伴い床面積が1400㎡超となり屋内消火栓が必要になるので、その計画図を確認してほしい。
 - 内部に間仕切りとか、ホースの包含に支障となるものが設置されないか、確認してほしい。
 - 指定可燃物の量はどうかであったか？
- ・ 防災計画書について(1)：日本建築センターで1月より防災委員会にて審査いただく予定です。名古屋市(名古屋城、消防)様より、委員としての参画のご要望を確認させていただきたく。
 - 名古屋市としては、委員の派遣・要望等は特にない。
- ・ 防災計画書について(2)：木造天守完成後の消防計画が必要になります。
 - 12月中に竹中で作成する防災計画書案に盛り込みたく、策定方法を含め打合せをお願いしたいと思います。その後1月に名古屋市(名古屋城、消防)様に防災計画書を提示させていただきます。1月下旬に日本建築センターへ提出予定です。
 - ・ 防災拠点や消火活動等について、防災計画書に記載すべき名古屋市様の計画を今後協議させていただきたい。
 - ・ また日本建築センターとの事前打合の中で、地震後火災は委員会での検討の対象としない方針が良いか、と問い合わせがあった。
 - 地震後火災は検討対象としなくて良い。
- ・ 避難器具について
 - ・ 5階をメゾネットとしてみなし、非設置とする。もしくは5階入側(外周部廊下)に4階に降りるタラップ等を設け、4階に4・5階分の避難器具をまとめる。などの対応は可能か？
 - 各階に設置することになっているので、上記の対応は不可。
 - ・ 3・4階は破風室への設置が考えられるが、破風室への入り口に階段があるが支障ないか。
 - 同一階とみなせるのであれば、問題ない。
 - ・ 避難器具は大天守では東面に設置することになると思うが、上下階で重ならないように計画できるか確認すること。
 - ・ 救助袋は、まず重りを投げないといけませんが、大天守の北・西側は堀を超えての投擲は困難ではないか。
 - ・ 階段数が2以上か、2未満かで必要な避難器具数が変わるが、建築基準法でいう階段という考えでいるが、史実に忠実な階段が幅員・蹴上寸法等が基準法に満たないのであれば、階段としていいかどうか。
 - ・ 建築基準法第3条の適用を受けるという意味では基準法の枠内での階段である。建築指導課とも相談してみる。

発言者 対応者

[Redacted]
鶴飼氏

[Redacted]
鶴飼氏

[Redacted]
鶴飼氏
鶴飼氏

[Redacted]
鶴飼氏
荒井氏

[Redacted]
鶴飼氏

[Redacted]
鶴飼氏
鶴飼氏
前田氏

[Redacted]
前田氏

[Redacted]
鶴飼氏

[Redacted]

・ アラーム弁室(スプリンクラー)の設置について

- ・ 白石城・金沢城などスプリンクラーが設置されている復元建造物ではアラーム弁室が各階に設置されていなかった。名古屋城復元天守でも同様の対応はできるか。
- ・ 必ずしも各階に設けず、複数階をまとめることもできる。

以上

■
鶴飼氏

打合記録

作成 201/12/28
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT : 2018/3/27

作成者

主担当GL

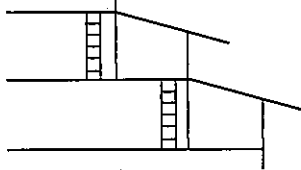
日付

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]	開催年月日	H29.12.27
		時間	09:30-11:15
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 前田係長、鶴飼主任 <名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師 <竹中工務店>		
配布資料	・放水銃配置図等 ・避難器具設置検討図	配布先	

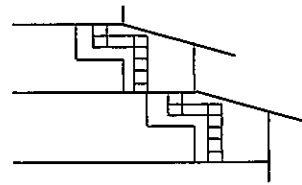
[概要] 放水銃、避難器具、消防設備安全センターについて協議した。

- ・ 技術提案書では、放水銃の設置についても提案していたが、法的には設置義務はない。必要性について要否を相談したい。掘越の放水となる箇所もあり霧のようになるが、設置の必要性はあるか。
 - ・ 消防隊到着までの間の消火活動や、突入のために外部から窓内に放水して火勢を弱める必要があるため、設置してもらいたい。できれば2ヶ所同時放水とできないか。
 - ・ 最初の消防隊が到着までに5～10分かかるので放水銃があれば有効である。
 - ・ 水槽の配置場所は今後の検討事項。
- ・ 天守に避難器具(救助袋)を設置した場合の例を提示。上下に重ならないように設置することは可能。大天守1・2階は屋根にあたらないように既製品で対応できそう(窓の開口との調整は必要)、3～5階は屋根に降下空間があたってしまうので既製品を大きく改良する(跳出のトラス部分とあと2.5m程延長)ことになるので、対応可能かどうかメーカーに問い合わせ中である。
 - ・ 展張(着地部分)が、天守の北・西側で掘越しても良いかどうか。階段を設置して、砂袋や袋を持って石垣を登ることになるが問題はないか。
 - ・ それでも法文上は問題ない。
- ・ 避難器具は既製品のままでは設置できないため、新規開発の可能性を探っている。新規開発の場合は安全センターの認定が必要となる。①避難器具の認定取得のための手続きのスケジュール感、②新規開発ができず、天守全体でのシステム評価を受ける場合の手続きやスケジュール感、について、1/5に安全センターへ相談予定。
 - ・ センターの相手は？
 - ・ ご紹介いただいていた[]に連絡しアポを取った。
- ・ 前回避難器具は外部にないといけないということだったが、入側(外周廊下)の一部を区画し外部バルコニーと見立てて、タラップで下階に降りるのは可能か？
 - ・ その場合、外部バルコニーとみなせるのか。また図では下階に降りると内部になってしまうので、避難器具とみなせない。(A)
 - ・ 下階に降りても、そこがまた外気に有効に開放された入側となるようにできれば、検討はできるかもしれない。(B)

A:NG



B:常に入側に設置



- ・ 5階の破風内への避難器具を設置することは可能か？
 - ・ タラップ等で天井内へ一旦登らないといけないので、同一階といえど有効とはいえない。
- ・ 前回提示した小天守と本丸御殿の間のドレンチャーだが、炎センサーによる発報ではなく、手動によることにしたほうが誤発報がなくいいと思うが。
 - 手動だと放水開始まで時間がかかるのが気になる。2種類の感知器が感知したら、とした方がいいと思われる。

発言者 対応者

[Redacted]

鶴飼氏

前田氏

[Redacted]

[Redacted]

鶴飼氏

鶴飼氏

鶴飼氏

鶴飼氏

鶴飼氏

鶴飼氏

以上

打合記録

作成 2018/1/22
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者 [REDACTED]

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]	主催年月日	H30. 1. 17
		時間	09:30-11:00
		場所	消防局

出席者 <消防局 予防部指導課 建築係> 前田係長、鶴飼主任
<名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師
<竹中工務店> [REDACTED]

配布資料 ・避難器具手続きのルート比較表 配布先
・安全センター打合記録(システム評価、避難器具認定)
・防災計画書案(H29. 01. 17. 付)

[概要] 消防設備安全センターのシステム評価・避難器具認定の事前相談について報告し、協議した。

- 避難器具を設置する場合、できない場合に想定される手続きの5つのルートを説明した。
 - 今日受けた安全センターとの協議の説明を課長や部長にも報告する。今後どうしていくか消防としても検討していく。
 - 去年から避難器具について早く検討するように言っておいたはずだ。今年11月の建築審査会まで時間がなくてというも分かっていたので、早く検討するように伝えてつもりである。この時期になって時間がないと言いつのはいかなものか。

- 避難器具について、
 - Q1: 天守5階からの斜行式救助袋の袋の重量はどのくらいになりそうか?
 - Q2: 認定品の斜行式救助袋で、最長の袋の長さどのくらいのものがあるのか?
 - Q3: 45度の斜行式救助袋は怖いので、30度のものはできないのか?
 - A1: 約100kg (1m当たり約2kg)です。(袋長はこの場合約49mあり、担いで石垣を登ることになった場合。ただし上端は吊られているので、100kg全部を担ぐことにはならない)
 - A2: 高さ35m、袋長49.35mのものがあります。(石川商工)
 - A3: 製作はできると思いますが、安全センターは45度という基準を変更するつもりはないとのことでしたので、名古屋消防の許可が出るのであれば対応可能のようです。

- 1/5の安全センターでの事前相談、1/11の避難器具の新規開発の認定手続について報告。①避難器具の認定取得のための手続きのスケジュール感、②新規開発ができず、天守全体でのシステム評価を受ける場合のスケジュール感、について相談したので、打合記録にて説明。
 - 安全センターからは階段が2ヶ所あることから、システム評価を行うこと自体前向きに検討していただけたとの回答だった。しかし避難器具を全く設置しないのか、設置できるところにはいくつか設置するのか、与条件によって検証内容が異なる。また避難器具数を緩和するシステム評価は安全センターも前例がないので、何をどう評価したら良いのかを名古屋市消防から示していただくか、調整して検討してからでないと評価ができないのではないと言われていた。その点をご検討いただけないか。
 - 避難器具を新規開発する場合、安全センターは一点ものの認定をしたくないという感触であったので、名古屋市消防での検査としていただけたらどうか。

- 防災計画書案を説明
 - 5章(消火・避難)、6章(維持管理)の名古屋市としての策定があと1~2週間では難しいということなので、1/23(火)に建築センターに5章6章がなくても、受け付けていただけるかどうか確認の打ち合わせに行く。そこでOKであれば1/26(金)までに資料を11部建築センターに送付し2月上旬に委員会に諮る。その後一か月ごとに委員会がある。5章6章は次の3月上旬の委員会に出していくことになると思われる。
 - この条件で、建築センターの手続きを進めてもかまわないか。
 - 構わない。
 - 安全センターにも今後どう協議を進めていったらよいか引き続き相談をするためにも、建築センターに提出した防災計画書を持って説明に行きたい。持って行って良いものかどうか、消防の方で確認をお願いします。建築センターに提出後すぐなのか、2月上旬に予定される建築センターの1回目の委員会の指摘事項も受け取った上で行った方がいいのか今検討しているところである。
 - 安全センターへの防災計画書案の提示の可否は追って回答したい。
 - 25ページに各階の在館者数が示されているが、避難器具の算定根拠の人数とは異なっている。入場者数の管理は防火管理者の責務ということをお憶えてほしい。
 - 避難計算の在館者は、危険側で検証するための設定になっています。

発言者	対応者
[REDACTED]	
鶴飼氏	
前田氏	
前田氏	
[REDACTED]	左記回答は石川商工に確認後、メールにて回答したものの
[REDACTED]	
[REDACTED]	
[REDACTED]	
[REDACTED]	
[REDACTED]	
荒井氏	
[REDACTED]	
鶴飼氏	
前田氏	
[REDACTED]	

- ・ 消防として設備について本腰を入れてチェックしていきたいので設備図面等の資料提示をお願いしたい。
- ・ 以前もらったチェックリストもいろいろ間違いがあるので訂正してほしい。例えばスプリンクラーの欄で「高さ31 m 以上には設置義務がある」とあるが、そもそも今回31 m 以上の部分はない、またスプリンクラーは屋内消火栓の代替えであって「設置義務」と書くのもおかしい。

鞆飼氏

前田氏

次回は1/31、その次は2月21日(2/14は天守閣部会の予定のため)

以上

打合記録

作成 2018/1/31
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者

主担当GL

日付

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]	開催年月日	H30.1.31
		時間	09:30-10:30
		場所	消防局

出席者 <消防局 予防部指導課 建築係> 前田係長、鶴飼主任
<名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師
<竹中工務店>

配布資料 ・名古屋城内消火栓・防火水槽配置図（消防より） 配布先
・防災計画書(1/29BCJ提出分)
・石川商工打合記録

[概要] 避難器具、防災計画書、放水銃等について打合せした。

- ・ 前回議事録、追記部分(救助袋質疑)説明。石川商工議事録、説明。
- ・ 避難器具の令第32条特例について
 - 避難器具の設置は難しいと考えている。システム評価に載せたい。
 - 名古屋市消防局・名古屋城総合事務所・安全センター・竹中の4者で条件整理していきたい。
 - スプリンクラーで早期に消火し、安全空間を確保する。すぐに駆けつけられるようソフトの対応として、昼間は人がいるから良いが、夜間の体制とか、ITVによる監視などの対応。
 - 消防としてもアイデアを出して考えていきたい。
- ・ 防災計画書のチェックは名城事務所経由で渡す。
- ・ 名古屋城内の消火栓・防火水槽について、所轄と見て廻り、図示したので提供する。
- ・ 放水銃について
 - 小天守～本丸御殿の延焼の恐れのある範囲には設置するが、大天守用は水槽タンクの設置位置が確保しづらいという問題もあり、非設置としたい。姫路城に設置してあるのは、消防車が寄り付けないためであるが、名古屋城では寄り付けることができる。
 - 消火時にホースを手で持ち続けるのは辛いので、銃身だけ地面に固定し、消防車のホースを繋ぎこむ方式とできないか。
 - 方式、設置場所を検討する。
- ・ 木材加工場の火災通報装置だが、携帯電話としてはダメか？
 - 加入電話でないといけない

発言者

対応者

■

鶴飼氏

鶴飼氏

鶴飼氏

■

鶴飼氏

■

鶴飼氏

2/2
竹中受領

次回：2/21(水) 09:30～

以上

打合記録

作成 2018/2/23
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者 [REDACTED]

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 【消防協議】 (訂正版)	主担当GL	日付
		開催年月日	H30. 2. 21
		時間	09:30-10:30
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 鶴飼主任 <名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師 <竹中工務店> [REDACTED]		
配布資料	・ 防災計画書の確認・質疑事項と回答 ・ 避難困難者対策(案) ・ 大・小天守の求積図、避難器具算定表(修正版) ・ 可搬式放水砲器具図	配布先	

[概要]	発言者	対応者
<ul style="list-style-type: none"> 設備図面提示 <ul style="list-style-type: none"> → 見づらい部分があったので清書して次回提出する。 		[REDACTED]
<ul style="list-style-type: none"> 日本建築センター (BCJ) 協議 (2/7) の報告と特例 (避難器具) について <ul style="list-style-type: none"> → 防災協議は今後、課題をきめてクリアしていく手法で協議していくことになる。前回の部会で避難器具緩和の可能性について話題に出したところ、避難器具設置は現実的でないが、緩和を説明しきれないストーリーができるかが課題になる、ということだったので門前払いではなかった。今後も協議を継続していく。 → 電気からの火災は多いので、安全な電気配線としたい。 → 階高が高いが、[REDACTED] は使えるのか。確認してほしい。 	鶴飼氏 鶴飼氏	[REDACTED]
<ul style="list-style-type: none"> 安全センターかBCJで避難器具緩和の協議を開始するなら、避難器具の設置 (新規開発) の検討一旦中止してよいか。 <ul style="list-style-type: none"> → 1、2階で窓を破壊せずに設置できる避難器具の開発はできるか。 → 開発の可能性は高いが既製品でなければ、名古屋市の検査か安全センターの認定が必要となる。メーカーと協議する。 → 本格的な開発の検討は、もう少しBCJとの協議の進展を見極めてからとする。 	荒井氏 鶴飼氏	
<ul style="list-style-type: none"> 安全センターの協議を進めてよいか。 <ul style="list-style-type: none"> → 本格的な協議は、もう少しBCJとの協議の進展を見極めてからとする。 	鶴飼氏	
<ul style="list-style-type: none"> 2/2に頂いた防災計画書のチェックに対する確認・質疑事項 (別紙参照) <ul style="list-style-type: none"> → (防災拠点について) 副盤をどこに設置するのかとか、スタッフの見えるところに表示するのかとか、名古屋城総合事務所と打合せをしたい。 → 大天守東面の窓は以前開口寸法等を提示したまま、保留となっていたが、進入に利用可能と考えてよいか。必要箇所数とかご指導はあるか? → 利用する。箇所数は限定せず、できれば全部利用可としてほしい。 → 窓の堅格子がケンドン式で数カ所外れることは、ガラス乾板写真でも確認しているが、全部となると実案に忠実というところから問題視されるかもしれない。主旨は理解したが、最終的箇所数は今後調整させていただきたい。 → 「維持管理」のところで、法定点検の間隔などはこれで良いが、プラスアルファの対応をお願いしたい。防火管理者が日々外観点検するとか、スタッフの教育方法とかも記載できないか。 	鶴飼氏 [REDACTED] 鶴飼氏 鶴飼氏	
<ul style="list-style-type: none"> 避難困難者に対する消防の対応、救助方法など <ul style="list-style-type: none"> → 消防の救助方法を教えていただきたい。 → 救急隊は3人一組で救助にあたる。布担架や背負っての救助になる。要救助者が多数いれば、増隊もされる。 → 火災が小規模の場合は、隊員は場内に入り救助する。大規模の場合は、はしご車をかけてバケツに運び込む。バケツには寝たきりの人も運び込める。車いすは中において、人だけの救助となる。規模によっては特別救助隊が来る場合もある。 	[REDACTED] 鶴飼氏 鶴飼氏	
<ul style="list-style-type: none"> 可搬式放水砲について説明。 <ul style="list-style-type: none"> → 固定式にならないか。 → 継続協議とさせてほしい。 	[REDACTED] 鶴飼氏	

・内苑売店東の消防用水について

- 大天守が1,2階の床面積が5000㎡以下となり、小天守とは近接していないため、法的な設置義務はないと思われるがその解釈でよいか。
- 問題無い。

次回、3/7(水)9:30~

■
鞆飼氏

打合記録

作成 2018/3/7
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者 [Redacted]

主担当GL 日付

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]	開催年月日	H30.3.7
		時間	09:30-10:45
		場所	消防局
出席者	<消防局 予防部指導課 建築係> 前田係長、鶴飼主任 <名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師 <竹中工務店> [Redacted]		
配布資料	(名城事務所より)・内苑消防水槽位置図・素屋根放送設備図 配布先 (竹中より)・設備図・[Redacted]カタログ・無線式自動火災報知シ ステムカタログ・プレトラックコンセントカタログ・放水銃姿図・放水範 囲図・デジタルサイネージ提案資料		

	発言者	対応者
<p>[概要] 設備図・カタログにて設置予定の消防設備を説明、打合せした。</p> <p>1. 内苑の消防水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋設位置が不明であった内苑の水槽は、中消防の担当者に再調査してもらい、本丸御殿と警備室の間の広場のほぼ中央にマンホールがあることが判明した。 <p>2. スプリンクラー、自火報、非常放送、誘導灯、非常照明の設備図を提示し、説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自火報は基準階は中継器までは有線で各端末は無線。5階は吸引式としている。 炎感知器はプロット漏れ。 受信盤は[Redacted]としているが、位置については管理運営分科会で協議したい。大天守には中継器盤を設置している。 誘導灯はC級。常時消灯も検討している。 アラーム弁室は5階は設置しない計画としている。 <p>3. [Redacted]システムのカタログ提示</p> <ul style="list-style-type: none"> [Redacted]を設置予定 → 大天守で階高が高いのは、2階6.86m、3階7.50m、4階6.89m。 → 本丸内苑東北部(売店の東)への水槽の設置位置は、奥の変電設備(現在不使用)搬出のことを考慮するなどもう少し検討してほしい。売店すぐ東の仮設事務所は今年度内に撤去予定。 → 水槽はむき出しのままか。 → 水槽そのものはそのまま、周囲に目隠しのフェンス等の設置を検討する予定。 <p>4. 無線式自火報のカタログ提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 昔は電池寿命が5年だったが、現在は10年寿命となっている。メンテナンス性を考慮して一斉に更新するという考えもある。 <p>5. 放水砲について</p> <ul style="list-style-type: none"> この放水砲はどこに設置されているのか? 掛川城か? → 調べます。 → 小天守石垣直近では石垣が障害となるので、離れた位置が良いのでは。 → 放水砲の放水範囲は屋根の頂部でなく、5階の窓まででもよいか。 → 窓からの消防隊の突入支援のための放水なので、それでも良い。 → 放水範囲は、大天守の東面、小天守北面を主に検討して良い。 → 現在掘削調査をしているが、本丸の遺構面は表土下約100~200mmのところにある。図のような基礎底をGL-500mmにするのは遺構の掘削を伴うので本丸では困難と思われる。 → 基礎の重量で固定しようとしているなら、基礎を薄く広くする方法もあるのでは。 → 本日の打合せを元に放水砲の設置位置を再検討したい。 <p>6. プレトラックコンセントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> → トラッキング対策なら消防活動計画により運用面で清掃を徹底することも考えられる。 → プラグ側の根本にラバーを付けているものもある。 <p>7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> → ITVはどこまで設置してもらえるのか説明してほしい。昼間はITVで監視、夜間は有料エリアなので一般客はいないので、警備員監視が主になるのか。 → デジタルサイネージ: 非常時の避難誘導でも利用できるなどの最新製品を紹介。 → 京都の地下街ゼスト御池では、デジタルサイネージと光走行の誘導と組合せをしている。国の評定もとったが、その後はあまり採用されていないようだ。 → 設備機器は、本丸御殿や他の城郭でどのような仕様のものが設置されているのか、比較表を作って欲しい。それが判断材料になるため。本丸御殿は空気管だが、天守では煙感を想定している理由もわかるようにしてほしい。 	<p>遠藤氏</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>荒井氏</p> <p>荒井氏</p> <p>鶴飼氏</p> <p>前田氏</p> <p>遠藤氏</p> <p>鶴飼氏</p> <p>鶴飼氏</p> <p>遠藤氏</p> <p>鶴飼氏</p> <p>前田氏</p> <p>鶴飼氏</p> <p>[Redacted]</p> <p>鶴飼氏</p> <p>荒井氏</p>	

- ・ 素屋根の非常放送で配線が2ルート化（予備回路の用意）を行っていないがよいか。
- 病院など避難困難が想定される建物では指導をする場合があるが、今回の建物はあくまで総合事務所の自主判断とします。

遠藤氏
鶴飼氏

次回、3/19(月) 10:00～

打合記録

作成 2018/3/19
年月日

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT: 2018/3/27

作成者 [REDACTED]

主担当GL 日付

会議体名称	名古屋城天守閣整備事業 [消防協議]	開催年月日	H30.3.19
		時間	10:00-10:00
		場所	消防局

出席者 <消防局 予防部指導課 建築係> 前田係長、鶴飼主任
<名古屋城事務所> 荒井主査、遠藤技師、森技師
<竹中工務店> [REDACTED]

配布資料 ・ 感知器比較表 配布先
・ 防災部会 (3/7) 提出資料: 差替えページ、避難困難者対策案、セキュリティ案、姫路城報告書、天守炎上

発言者	対応者
[概要]	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事録から <ul style="list-style-type: none"> → 内苑の消防水槽が発見しづらい件は、中消防より案内看板をわかりやすいように設置する、と連絡があった。 	遠藤氏
<ul style="list-style-type: none"> ・ 天守消火用の水槽（スプリンクラー、ドレンチャー）を一体化させてよいか。 <ul style="list-style-type: none"> → 合計した水量が確保できていれば、水槽の一体化はOK。 	鶴飼氏
<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙感知器と空気の比較 <ul style="list-style-type: none"> → 空気の管は目立たないので意匠を優先したいと言うなら仕方ないが、反応が鈍い。 → 本丸御殿のように天井がある場合は天井内に検知器を収納できるが、直天の場合、検知器をどう納めるか意匠的に配慮が必要となる。 → 避難器具緩和の件もあるし、[REDACTED]でもあるので、即時覚知・消火となる方がいい。 → 感知器は煙だけでなく、炎感知器との併用も考えている。 → 本丸御殿は空気の管だが、南西隅櫓は煙感知器を設置している。格式高い意匠の本丸御殿は目立たないように空気にしているし、隅櫓は天井がないから煙感知器としているなど、感知器の選択は意匠性と合わせるという考えもできる。 → 大天守5階は格天井なので目立たないように、吸引式感知器としている。 → 京都御所は天井内に、トレンドも把握できる高感度センサーをシステム評価をとって設置している。 → 姫路城の感知器は木に合うように茶色に塗ってあるが、検定を取ればできる。レクサスの店舗も検定をとって黒色の器具としている。 	鶴飼氏 鶴飼氏 荒井氏 鶴飼氏 鶴飼氏
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築センター防災部会 (3/9) の報告（議事録、セキュリティ、避難困難者対策、差替ページ） <ul style="list-style-type: none"> → ITVでの常時監視は消防側からの条件とするつもり。 → 経済水道委員会でスプリンクラーを全館設置すると答弁していたが、屋内消火栓の代替としてスプリンクラーを設置すると言ってほしかった。 → ロボットで昇降するのであれば、ロボットの移動中は一般歩行者は階段を使えないのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 常時ロボットが稼働しているのではなく、ごく限られた時間だと思われるので、全体の入場者数等に影響を及ぼすことはほぼないと思われる。 → [REDACTED]は水量が少ないが、壁を濡らすためのヘッドの水量分はどのように考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> → その分の水量は追加することになると思われる。 → [REDACTED]はしご車到着は何分くらいか。 <ul style="list-style-type: none"> → 門をくぐる時にぶつけないように慎重に運転することになるし、城内の走行はスピードが落ちるので、通常のビル火災じと比べ時間が読めない部分もある。 → 正門まではそれなりに走行できるが、正門から天守まで歩車道が分離していない状態なので、歩行者の誘導・整理をしながら消防車を走らせることになるのではないかと。 → 火災時の避難にも使えるようなエレベータの仕様について、非常用エレベータ以外に消防としてなにか基準はないか。 <ul style="list-style-type: none"> → エレベータの仕様は建築基準法で定めているので、消防の方にはない。あっても防火や電気系統の仕様など非常用エレベータに準じたものになるのではないかと。 	鶴飼氏 前田氏 前田氏 前田氏 荒井氏 鶴飼氏
以上	
次回は4月になってから、日時を調整する。	